事	業番号	1	1 01 0	01	事業	食改善シ	<u>—</u>	ト(28年	度実施事業分)	口予算要	要求	□当初₹	・	□補正予算:	案 ■点	i検	
HH.	業 名	,	用地事務費								部局	建設	ひ 部				
7	* 1	1			/11/20 字/分词						担当	課・局	· 室 建調	设政策課			
<i>4</i> /\ \ \	- 1. 5		プロジェ	クト							課	E-ma	ail <u>ker</u>	nsetsu@p	ref.naga	no.lg.jp	
総合5か年 計画		-	策の総合	的展開	ı						3	実施期間	1	S58	~		
		信	州創生の割	-						•		J	500				
人口定着・ 確かな暮ら し実現総 合戦略																	
1 3	事業σ)概:	要														
目	指す姿		・過去に県が取得した河川、道路等用地の所有権を明確にし、適正に財産管理する。 ・県が管理している廃川廃道敷地を売却等により処分を進める。														
(予	見状 算編成 時)	之。 ら ・原	・未登記対策については、昭和58年度から「未登記解消3箇年計画」により解消を進めてきた(S58年度10,797筆→H26年度末2,193筆)。 2,193筆の未登記筆のうち、相続手続未了、公図がない等の理由から登記不能と確認された2,143筆を除く50筆について、平成27年度から2箇年以内での登記を進めている。 ・廃川廃道敷地については、平成3年度から、「廃川廃道敷地処分3カ年計画」により、河川改修や道路改良等で不要となった旧河川や旧道路の敷地を、隣接土地所有者や市町村に売払い等により処分をしている。														
	が関与 る理由		(j 民との協働		てください)	(選択)	- ・オ - 県	記の説明、根拠法令等】 受記用地の解消及び廃川廃道敷地の処分は、県が管理する県道等に関わるもので、適正な有財産管理の観点から県が主体となって行うべき事業である。 有財産法、河川法、道路法等									
成果目標• 事業内容		2	を確認し、適正に管理する。 ・第9次廃川廃道敷地処分3ヶ年言面積82,108㎡から27年度に処分しめる。 ② 事業内容 項目 実				可(平	・公共嘱託登記司法書士協会等への業務委託 3,609							達定処分する計画		
	区	分	↑ 分(単位:千円) 27年度 28年度 29年度 50年度 成果目標の達成状況														
重!	予 —		丁年度繰越	<u>戈</u>					項目	H26末		H27末		H28		H29	
			当初予算		9,410	8,900)	34,523	- ' ' ' '	1120/	1	1141/	目標	成果	達成状況	目標	
	額		補正予算 合計(A)		-2,096 7,314	8,900)	34,523	未登記処理件数	20 筆/年		25 筆/年	25 筆/年	25 筆/年	達成	10 筆/年	
* п	AØ	一点	设財源 債		0	()	1,271	廃川廃道敷地処分面積	3,871 ㎡/年		31,660 ㎡/年	50, 448 ㎡/年	24, 694 ㎡/年	未達成	5,365 ㎡/年	
_	財源	国厂	国庫支出金その他		7,314	8,900											
ス		70)	33,252			_						
۲	決	算	算 額(B)		6,406												
	概算		職員数(人)		1.35	1.35	5	1.35									
<u> </u>	人件費	相	類人件費	(C)	11,148	10,684	1	10,684					-				
	概算事	業費	業費(B(A)+C)		17,554	16,906	3	45,207									
目標 する のり	ミニ対 成果 法況	が ・ 計	できた。 第9次廃川	廃道敷	地処分3	ヶ年計画を	平原	成27年7月1	と進め、平成28年度は目 こ策定し、処分計画に基 、処分目標面積50,448 m	づいて	処理	を行って	きたが、タ	処分先の市	・町におい	って、利用	

2 今後の事業の方向性

今後、事業

□ 事業を実施しない □ 事業を見直して実施 ■ 事業を現行どおり実施

・登記不能筆については、定期的な調査を行う中で登記可能と見込まれる状況となった場合、及び新規発見筆ににしていきる。
・第9次廃川廃道敷地処分3ヶ年計画の最終年度となる29年度は、目標を達成出来るよう計画的に処分を進める。 ・登記不能筆については、定期的な調査を行う中で登記可能と見込まれる状況となった場合、及び新規発見筆についてその解消を進め